

建設工事等入札心得

(目的)

第1条 この心得は、徳島市水道局(以下「局」という。)が発注する建設工事及びこれに関する業務委託の競争入札を適正に執行するため、徳島市水道局契約規程(昭和42年12月4日徳島市水道局管理規程第21号)工事請負契約約款及び業務委託契約約款その他の法令に定めるもののほか、入札に関する入札者(入札に参加する法人又は個人をいう。以下同じ。)の遵守事項等を定めることを目的とする。

(入札に際しての留意事項)

第2条 入札者は、設計書、図面、仕様書、その他当該入札に関する書類並びに現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。指定の日時まで、設計書等の閲覧、現場説明等その他当該入札にかかる事前説明を受けていない者は、当該入札に参加することができない。

2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等法令に抵触する行為を行ってはならない。

3 入札書及び委任状は局指定の原本を使用しなければならない。

4 入札書は、所要事項を記載のうえ、入札者の記名押印をして、当該入札にかかる件名、入札者の主たる営業所の所在地及びその商号を記載した封筒に入れ、入札するものとする。所定の時間内に入札書の提出をしないものは、入札を棄権したものと取り扱うものとする。郵便による入札(以下「郵便入札」という。)により行う場合は、入札書に必要事項を記入し、記名押印(押印は、あらかじめ使用印として局に届け出た印判に限る。)した上で、必要事項を記入し、記名押印した内訳明細書とともに局が指定する入札書郵送用指定封筒(以下「指定封筒」という。)に封入し、郵便事業株式会社徳島支店留の一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法により、到着期限までに到着するように郵送するものとする。

5 入札書に記載する金額は、特に局長から指示がある場合を除き、契約希望金額の105分の100に相当する金額とする。

6 入札書を一旦入札箱に投函した後は、その引き替え、変更又は取り消しはできない。郵便入札による入札書提出後は、原則として、撤回、訂正等できないものとする。

7 入札執行回数は2回までとし、入札執行限度2回以内において落札者がいないときは入札の打ち切り、又は予定価格との差を勘案し随意契約とする場合がある。郵便入札により行う場合は、入札回数は1回とし、再入札は行わない。

8 代理人が入札する場合は、当該入札執行前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。郵便入札により行う場合は、代理人の入札は認めないものとする。

9 代理人が入札する場合において、入札書の記名は次の例によるものとする。郵便入札により行う場合は入札者の名称を記入する。

住 所（主たる営業所の所在地）

氏 名（名称又は商号）

代表者名（氏名）

代理人（氏名）

印

10 郵便入札により行われる入札に参加する者は入札書と同時に入札金額を積算した内訳明細書（以下「内訳明細書」という。）を提出しなければならない。内訳明細書を提出しなかった者の入札は無効として取り扱うものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、郵便入札により行う場合は別に定める。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式1）を局長に提出する。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（入札の取りやめ等）

第3条 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札は局の都合により取りやめることがある。

（入札の規律）

第4条 入札執行者は、次の各号の一に該当する者の入札を拒否し、又は入札場外に退去させることができる。

(1) 入札者以外の者

(2) 入札開始時刻に遅刻した入札者

(3) 入札執行係員の指示に従わない入札者

（入札が無効になる事項）

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格がない者がした入札

(2) 入札件名を表示せず、若しくはその記載が不明瞭であり、又は一定の数字を以て価格を表示していない入札

(3) 同一の入札において同一人がした2以上の入札

- (4) 同一の入札において他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 同一の入札において入札者及びその使用人が他の入札者の代理をした者の入札
- (6) 委任状を提出しない代理人がした入札又は代理人の表示のない入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札
- (8) 入札金額を訂正した入札及び入札年月日を誤り又は記載のない入札
- (9) 再度入札において、前回入札の最低の入札金額（未落札金額）以上でした入札
- (10) 入札に関し、不正の行為があった者のした入札
- (11) 郵便入札において、指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (12) 郵便入札において、一般書留、簡易書留又は配達記録郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- (13) 郵便入札において、指定封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
- (14) 郵便入札において、指定封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書の件名又は入札者名が相違する入札
- (15) 郵便入札において、入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (16) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

（契約書等の提出）

第6条 落札者は、局所定の契約書に記名押印し、設計図書と共に2部を落札決定の日から14日以内に総務課契約係に提出し契約を締結しなければならない。ただし、局長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しない場合は、落札はその効力を失うものとする。
- 3 落札者は、建設工事の場合、契約締結時に総務課契約係へ当該工事に係る建設業退職金共済事業掛金収納書を提出しなければならない。
- 4 契約金額が1,000万円以上の工事を落札した者は、契約締結時に総務課契約係へ任意の労働災害保険の契約を締結している旨を証する書面を提出しなければならない。

（前払いの特約）

第7条 落札者は、契約金額が130万円を超える場合は、契約締結時に、その申し出により契約金額の10分の4以内（工事に関する業務委託の場合は10分の3以内）の前払いの特約をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定による保証事業会社の保証がない場合は前払金は請求できない。

- 2 前項の前払金の請求は、契約締結後速やかにしなければならない。

（契約保証金）

第 8 条 落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を契約の締結前に納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りでない。

2 落札者は、前項ただし書きの場合において、契約保証金を免除された理由が落札者が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したこと又は落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保険契約を締結したことによるものであるときは、当該履行保証保険契約に係る保証保険を局長に提出しなければならない。

3 落札者は、契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を局指定の納入通知書兼領収書により局指定金融機関に納付しなければならない。

4 落札者は、契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、局指定の有価証券納付明細書及び委任状の配布を受け、これに有価証券を添えて提出しなければならない。

5 落札者は、契約保証金に代わる担保を提供する場合において、該当担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合は、該当保証に係る保証書を提出しなければならない。

第 2 条の 2 第 2 項様式

様式 1（用紙は A 4 判）

入 札 辞 退 届

1 件 名

2 入札年月日

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

徳島市水道局長 殿

附 則

この心得は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 1 2 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 1 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 2 0 年 6 月 1 日から施行する。